

⑨

令和 7 年市議会 9 月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 2 4 号	令和6年度静岡市一般会計継続費精算報告	3
報 告 第 2 5 号	専決処分の報告について（損害賠償請求事件に係る和解について）	4
報 告 第 2 6 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解について）	6
報 告 第 2 7 号	専決処分の報告について（交通事故及び道路事故による損害賠償の額の決定について）	8
報 告 第 2 8 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	1 1
報 告 第 2 9 号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	1 2
報 告 第 3 0 号	令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 3

令和6年度 静岡市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	市 債	その他			国県支出金	市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
4	1	保 健 環 境 保 健 衛生費 研究所建設費	5	円 715,100,000	円	円 536,300,000	円 178,800,000	円 190,000,000	円	円	円	円 190,000,000	円 525,100,000	円	円 536,300,000	円	円 △ 11,200,000	
			6	1,068,700,000		801,400,000	267,300,000	1,592,745,800		721,400,000	338,350,000	532,995,800	△ 524,045,800		80,000,000	△ 71,050,000	△ 532,995,800	
			計	1,783,800,000		1,337,700,000	267,300,000	1,782,745,800		721,400,000	338,350,000	722,995,800	1,054,200		616,300,000	△ 71,050,000	△ 544,195,800	
10	3	中 学 仮 称 校 費 蒲 原 小 中 学 校 改 修 費	5	40,000,000	19,352,000	18,500,000	2,148,000	3,490,000	1,683,000	1,500,000		307,000	36,510,000	17,669,000	17,000,000		1,841,000	
			6	10,000,000	4,838,000	4,500,000	662,000	46,323,500	22,360,000	21,300,000		2,663,500	△ 36,323,500	△ 17,522,000	△ 16,800,000		△ 2,001,500	
			計	50,000,000	24,190,000	23,000,000	2,810,000	49,813,500	24,043,000	22,800,000		2,970,500	186,500	147,000	200,000		△ 160,500	

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬司

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償請求事件に係る和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

1 事件の表示 静岡地裁令和5年（ワ）第383号

2 当事者

原 告 *****

被 告 静岡市

3 和解条項の要旨

(1) *****

(2) *****

(3) *****

- (4) 被告は原告に対し、解決金として20万円の支払義務があることを認める。
- (5) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和7年8月14日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- (6) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (7) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は各自の負担とする。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年7月29日

静岡市長 難波 喬 司

1 当事者 甲 静岡市

乙 *****

2 事故の概要等

- (1) 事故発生年月日 令和6年12月10日(火) 午後1時10分頃
- (2) 事故発生場所 静岡市葵区本通三丁目20番地の1地先
- (3) 事故の概要 甲の職員が公用原動機付自転車で走行中、追い越し車線から左折してきた乙の車両に進路を塞がれ転倒し、フロントフォーク等を損傷した事故である。

3 和解条項の要旨

- (1) 甲及び乙は、本事故による甲の損害額は、277,780円であることを、過失割合は、甲は1割、乙は9割であることをそれぞれ確認する。

- (2) 乙は、過失割合を考慮し、甲の損害額のうち乙の甲に対する損害賠償金 250,002 円を支払う。
- (3) 乙は、前項の法律上の義務に属する損害賠償金のほか、乙の契約する保険の対物超過特約による損害賠償金として 76,385 円を甲に支払う。
- (4) 乙は、本件事故に係る甲に対する一切の損害賠償請求権を放棄する。
- (5) 甲及び乙は、本件事故による物件損害について、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 397,172 (車両修理費)	***** ***** ***** *****	*****	令和 7 年 3 月 28 日 静岡市葵区 七間町 15 番地 の 1 地先	公用車で走行中、交差点で停車していた相手方車両と接触し、バックドア等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年8月4日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 9,240 (スマートフォン 修理費)	***** ***** ***** *****	*****	令和7年 4月19日 静岡市清水区 富士見町地内	市管理道を原動機付 自転車で走行中の相手 方が、道路上の穴に落輪 した際にスマートフォン を落下させ損傷させ た事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 134,398 (車両修理費)	***** ***** ***** *****	*****	令和7年 7月14日 静岡市駿河区 青沢地内	市道の非常駐車帯に 停車していた相手方車 両に落木が直撃し、車体 後部を損傷させた事故 である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年8月26日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工 事 名	契約金額 (円)	変 更 概 要
令和5年度駿県橋債第1号 (一) 静岡焼津線 (石部海上橋) 橋梁耐震補強補修工事 (令和5年10月11日議決) 第1回変更 (令和7年3月6日報告)	当初 819,500,000 第1回変更後 842,447,100 第2回変更後 861,996,300	橋りょう上部工の補修にあたり、当初想定よりコンクリートの劣化が進行していたため、断面修復工を増工する。 (当初議決より 42,496,300円増額 (5.19%増))

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	5.9 (25.0)	30.9 (400.0)

(括弧内の数字は早期健全化基準)

令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、簡易水道事業会計、病院事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計、下水道事業会計及び中央卸売市場事業会計の令和6年度決算に基づく資金不足比率について別紙監査委員の意見書を付けて報告する。

令和7年9月16日提出

静岡市長 難波 喬 司

資金不足比率 (単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
簡 易 水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	—
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
中 央 卸 売 市 場 事 業 会 計	—

(経営健全化基準は20.0％)